

岐阜市障害者福祉施設の指定管理者募集要項等に関する質問票の回答

番号	質問内容	回答
1	公の施設である本施設のICTインフラ（Wi-Fi、通信設備等）は本来施設の基盤整備に属すると思いますが、次期指定期間における整備・増強費用について、市の負担又は補助の考え方を示してください。	ICTに関するインフラ整備を行う場合、その整備理由や整備内容、費用負担等について、市と指定管理者との協議を踏まえ、市において、整備の必要性を判断します。 なお、ICTインフラをはじめ、施設の整備には、市が実施すべき部分と、指定管理者において実施する部分があります。 施設の管理運営の向上として整備する費用については、指定管理者が負担するものと考えています。
2	報酬改定等によりICT機器の導入が加算・処遇改善の算定要件となった場合、当該投資はリスク分担No.2「法令等の変更」又は協議事項として市の負担側で取り扱われると理解してよいでしょうか。	ICT機器の導入整備は、法定上、機器の導入が必須となる場合は、その内容を精査の上、市が必要な基盤整備として行うことになりますが、指定管理者が、加算を受けるため整備する場合は、指定管理者が実施することを、基本的な考え方としています。
3	指定管理者が自己負担で整備したICT資産（システム、端末、Wi-Fi設備等）の帰属と、指定管理者交代時の取扱いについて示してください。	岐阜市障害者福祉施設の指定管理業務では、指定管理者が購入した備品類の帰属は、市と協議するものとして、基本的に、経年や老朽化により購入した備品類は市に帰属し、施設運営上、機能強化のため購入した備品類は指定管理者に帰属するものと整理しています。 このような整理に基づき、指定管理者が整備したICT資産等の帰属や、指定管理者の交代時の取扱いを考えることとなります。
4	岐阜市として、入所者がどのような状態に至った場合に介護保険施設、療養介護、医療機関等への移行を想定しているのか、その判断基準を示してください。	入所者の介護保険施設、療養介護、医療機関等への移行については、入所者の日常生活における心身の状態や、本人や保護者等の意向に基づいた個別の判断が不可欠です。 また、知的障がい者の方は、施設の入所期間が長く、新たな生活環境への移行が困難な場合があります。 こうしたことを踏まえ、障害者入所施設が提供するサービスの範疇を超えた場合は、介護や医療など不足する支援に応じ、移行先については、関係者との協議など個別に検討することになるものと考えています。
5	本人・保護者が移行を希望されない場合や調整が長期化する場合、施設の設置者である市が移行調整の主導権と責任を担うと理解してよいでしょうか。措置入所者の措置変更を含め、市の関与の在り方と標準的な調整期間を示してください。	入所者の移行先は、原則、指定管理者が本人や保護者などと協議し、移行調整等を行うものと考えています。入所者本人又は保護者が移行を希望されない場合や、移行先の調整が長期化する場合は、市と指定管理者が情報を共有し、より良い調整が図られるよう、相互に連携して対応することとなります。 なお、措置入所者の移行先については、市が主体となり検討すべきと考えています。 移行先の調整は、個々の状況に応じて行うこととなることから、その調整期間を一律に示すことは困難であると考えています。
6	転所調整期間中に必要となる看護体制の加配等の追加費用及び事故リスクは、リスク分担表上どの項目に該当しますか。	転所先の調整期間中に看護体制の加配等を行った場合の追加の費用負担については、リスク分担表には該当しません。また、当該施設が利用料金制を導入していることから、追加の費用負担については、考慮していません。 入所者の介護保険施設、療養介護、医療機関等への移行については、入所者の日常生活における心身の状態や、本人や保護者等の意向に基づいた個別の判断が不可欠であることから、本人や保護者に対する早期からの情報提供や意向確認、関係市町村や機関との事前調整等、短期間で転所できる取り組みを進めておくことが重要であると考えています。 次に、転所調整期間中に、事故が発生した場合は、リスク分担上、「No.11利用者への対応」の項目に該当し、施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担、施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合は、指定管理者の負担となります。

7	質問4～6を踏まえ、指定管理者に求める支援の範囲（看取り対応が業務範囲に含まれないこと）を仕様書上明確にいただけますか。	入所者の看取り対応については、入所者の日常生活における心身の状態等を把握する必要があることから、市と指定管理者が、その情報を共有し、本人や保護者の意向も踏まえながら、より良い対応方法を決定するなど、相互に連携する必要があります。 その上で、障害者入所施設が提供するサービスの範疇を超える場合には、移行先等を個別に検討することになると考えています。
8	保護者の同意が得られた場合であっても、食費の値上げは認められないのでしょうか。条例第8条の利用料金の枠内で、市長の承認により食費を改定する手続きは存在しますか。	現行の給食費等の実費負担の基準額である55,500円の上限は、低所得者に配慮し、食費や光熱水費等の実費負担を支払った後でも、手元に一定額の生活資金が残るように配慮された制度によるものです。 この実費負担の基準額は、国において定められた基準であり、現時点では、これを超過する給食費等の徴収は、行うものではないと考えています。
9	食費の値上げが認められない場合、実費と負担上限との差額をどのように解決すべきか、市の見解を具体的にお示しください。	現行の給食費等の実費負担の基準額は、国において定められた基準であり、これに基づき運営していくものと考えています。 そのため、ご質問のような状況においては、給食の提供方法などの再検討を行うものと考えています。
10	食材費等の継続的な高騰は、リスク分担No.7「急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合」の協議対象となり得ますか。	リスク分担のNo.7「急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合」とは、物価が、継続的に上昇しているということのみではなく、急激な社会経済情勢の変化など、個別の事象事案ごとに市として対応が必要であると判断した場合に、協議対象となるものと考えています。
11	条例に定める生活介護の定員（第二恵光60名、第三恵光40名）について、利用実態に応じた定員の変更は可能でしょうか。	本施設の定員は、本市の関係規則で規定しており、応募者の判断により、変更することはできません。 公募における事業計画や収支計画は、募集要項に示す現行定員を前提に作成して下さい。 なお、指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用し、施設の設置目的を効果的に達成するための制度であることから、今後の定員の見直しに関する提案を妨げるものではありません。 その際には、支援サービスの質や安全性、人員・設備基準、財政面の影響等を踏まえ、その必要性や妥当性を総合的に判断することとなります。
12	条例に定める生活介護の定員（第二恵光60名、第三恵光40名）変更が可能な場合の手続き（指定期間中の変更協議の可否を含む）をお示しください。	指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用し、施設の設置目的を効果的に達成するための制度であることから、今後の定員の見直しに関する提案を妨げるものではありません。 なお、定員変更を行う場合には、本市において、必要な規則改正、指定内容の変更、その他、関係手続を行うことになります。